

女性を元気にする会

倫理・利益相反防止・コンプライアンス・公益通報規程

(目的)

第1条 この規程は、女性を元気にする会（以下「この本会」という。）において、厳正な倫理に則った職務の遂行に資するために必要な事項を定めることにより、公正かつ適正な事業活動の確保を目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 本会は、その設立目的に従い、公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 本会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重と法令等の遵守)

第4条 本会は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

2 本会は、関連法令及び本会の会則、規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

3 本会は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

(私的利益の禁止)

第5条 本会の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 本会は、役職員が職務の執行に際して本会との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実を開示させてその内容を確認し、法令、会則及び他の規程・内規等に従って取り扱うものとする。

2 特定の個人又は団体の利益増大を図る活動を行う者に対し、特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(コンプライアンス推進)

第7条 本会は、コンプライアンス推進に必要な体制の整備及び研修を含むその維持、並びに向上に努めるものとする。

2 役職員は、職務の遂行に際して次に掲げる行為を行ってはならない。また、当該行為等を知った場合は、速やかに通報・相談をしなければならない。

ア)法令等違反、その行為の指示、教唆又は強要並びにその行為の許可、黙認

イ)個人又は法人・団体からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承認

ウ)反社会的勢力との関係及び取引行為、賄賂の收受

エ)人種差別、各ハラスメント行為

オ)業務上知り得た情報の第三者への漏洩

カ)私的利益の追求及び利益相反行為、内部通報者への不利益な取扱い

3 前項各号に掲げる行為を行った役職員等は、就業規則等に基づく処分が課されるものとする。

(情報開示及び説明責任)

第8条 本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 本会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(公益通報の通報)

第 10 条 公益通報は、電話・電子メール・文書・面談等の方法により行うことができる。

2 代表は、職員等に対し、氏名、職業、住所、電話番号等など通報先を明らかにしなければならない。

(研鑽)

第 11 条 本会の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。